

# 防衛省職員（技能職（営繕））の公募について

防衛省内部部局では、防衛省職員（技能職（営繕））を以下の要領にて募集します。

## 1 採用人員、職務内容等

採用区分	採用数	勤務先	職務内容	採用予定日
技能・労務職 （営繕）	1名	防衛省 大臣官房会計課 （市ヶ谷）	防衛省市ヶ谷庁舎における建物、建築設備の維持管理及び環境保全に関する業務等	令和8年 7月1日※

※採用予定日は令和8年7月1日を原則としますが、採用者の事情に配慮しますのでご相談ください。

## 2 応募資格

(1) 中学校卒業以上の学歴を有する者

(2) 次のいずれかの資格を有する者

- ・建物、建築設備の維持管理（改修、補修、点検保守等）業務の実務経験を合算で概ね2年以上有し、かつ応募期日から起算した過去3年以内のうちに当該業務に従事した期間を連続して1年以上有する者
  - ・建築物環境衛生管理技術者免状の保有者（資格取得見込みを含む）
  - ・建築大工技能士一級又は二級の資格保有者（資格取得見込みを含む）
- （上記の「資格取得見込み」とは、資格試験に合格済み又は建築物環境衛生管理技術者講習会の修了証書の交付受け済みにより免状及び証書の交付をまだ受けていない者の事です）

※ 当該資格を満たしているかどうかを確認するため、最終合格者の方には勤務証明書や保有する免許等の写し等を御提出いただきます。勤務証明書等が提出できない期間は職務経験に通算されませんので御注意ください。また、勤務証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている場合には、採用予定が取り消される場合があります。

## 3 応募制限

以下に該当する方はご応募できませんので、あらかじめご了承ください。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者

(ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(イ) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）
- (4) 採用予定時期までに自衛隊法第44条の6に定める定年に達する者（令和8年度における定年年齢は62歳）

#### 4 応募書類

- ・履歴書 1通

防衛省 HP 内の様式を使用し、必ず写真を貼付してください。また中学卒業以降の学歴、職歴を全て記入してください。

#### 5 応募方法

防衛省 HP 内の応募フォームより応募書類を送付してください。受付期間以外に送付されたものは申込みを受け付けません。また、郵送等による応募も受け付けません。

**【受付期間：令和8年4月10日（金）～令和8年5月10日（日）】**

#### 6 選考方法

書類選考後、二次試験（面接・作文試験、及び身体検査（健康診断とおおよそ同様のもの））を行い、可否を決定します。書類選考合格者には二次試験の実施日を電話若しくはメールにてご連絡致します。

※ 選考の状況、及び日程の都合によっては、試験内容の変更が行われる場合があります。

#### 7 採用形態

特別職国家公務員 防衛技官 常勤職員（いわゆる正社員） 行政職俸給表（二）適用

#### 8 待遇

- (1) 給与（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）に基づき支給）
  - (ア) 採用時の俸給月額（基本給に相当）は、行政職（二）俸給表1級1号俸（行政職俸給表（二）初任給基準表の技能職員の区分）を基礎として、採用者が職務経験等を有する場合はその職務経験年数等を踏まえた経験年数と同程度の経験年数を有する当省の職員が受けている俸給月額を参考にしつつ、採用される官職の職務に加え、採用者の経歴や能力等を考慮して決定します。
    - (イ) 昇給制度があります。
- (2) 手当
  - (ア) 扶養手当：扶養親族がある者に支給
  - (イ) 地域手当：（1）給与の20%を地域手当として支給
  - (ウ) 住居手当：借家住居者等に、月額最高28,000円
  - (エ) 通勤手当：交通機関等利用者に1ヶ月当たり最高150,000円

(オ) 期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）：1年間に俸給等の4.65カ月分（令和7年度実績。法令の改正等により若干の変動がある場合があります）

(カ) 超過勤務手当等：超過勤務等を行った場合、実績に応じて支給

○初任給例（目安であり、実際の支給額とは異なる場合があります。）

・高卒（2(2)の資格取得後、社会人経験5年）：月給279,600円～

・高卒（2(2)の資格取得後、社会人経験15年）：月給308,880円～

※法令の改正等により若干の変動がある場合があります。

(3) 勤務時間

1週間あたり38時間45分です。夜間・早朝、及び土日祝日の勤務がある場合があります。

(4) 休暇

年次休暇、病気休暇、介護休暇のほか、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引・子の看護・ボランティア等）があります。

(5) その他

自衛隊法第44条の6の規定に基づき定年制が適用されます。

## 9 その他

(1) 受験に要する一切の費用は受験者の負担となります。

(2) 提出された書類等は返却しませんので、あらかじめご承知おき下さい。提出された書類等は厳重に管理し、本件採用活動以外には利用しません。

(3) 書類の提出後、住所等を変更したときには、速やかに下記問い合わせ先へ連絡してください。

(4) その他、不明な点は下記までお問い合わせ下さい。

（お問い合わせ先）

防衛省大臣官房秘書課 技能・労務職選考採用担当

電話番号：03-3268-3111（代表） （内線）20203

メールアドレス：saiyou6@ext.mod.go.jp

受付時間：平日10時～17時

担当：長根、松倉